

生駒市条例第 17 号

生駒市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小 紫 雅 史

生駒市税条例等の一部を改正する条例

(生駒市税条例の一部改正)

第 1 条 生駒市税条例（昭和 50 年 12 月生駒市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 項の表第 1 号オ中「法人税法第 2 条第 16 号」を「法第 292 条第 1 項第 4 号の 5」に、「又は同条第 17 号の 2 に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第 45 条の 3 の 2 に定めるところにより算定した純資産額）」を「をいう。以下この表及び第 4 項において同じ。」に、「この表」を「この表及び第 4 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第 2 項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第 45 条第 6 項中「第 2 条第 12 号の 7 の 3」を「第 2 条第 12 号の 7」に改める。

第 46 条第 3 項中「第 2 条第 12 号の 7 の 2」を「第 2 条第 12 号の 6 の 7」に改める。

第 6 4 条及び第 6 6 条中「第 1 0 号の 9」を「第 1 0 号の 1 0」に改める。

第 8 0 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、既にこの項の規定による申請書の提出に基づく固定資産税の減免を受けている場合において、当該申請書の内容に異動がなく、かつ、申請書の提出の必要がないと市長が認めるときは、この限りでない。

附則第 9 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 3 9 年度」を「平成 4 1 年度」に、「平成 2 9 年」を「平成 3 1 年」に改める。

附則第 1 1 条の前に見出しとして「（個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等）」を付し、同条を次のように改める。

第 1 1 条 法附則第 7 条第 8 項に規定する申告特例対象寄附者（次項において

「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第 2 5 条第 1 項及び第 2 項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第 2 8 条第 4 項の規定による申告書の提出（第 2 9 条の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第 2 条第 1 項第 3 7 号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第 7 条第 8 項から第 1 0 項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第 8 項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第 7 条第 1 0 項第 1 号に掲げる事項に変更があったときは、同条第 9 項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の 1 月 1 0 日までに、当該申告特

例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

- 3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。
- 4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

附則第11条の次に次の1条を加える。

- 第11条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第25条第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附則第12条の2第8項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第7項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第6項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第5項の次に次の3項を加える。

- 6 法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。

7 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第12条の2に次の1項を加える。

12 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第13条の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第13条の2の見出し中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改め、同条第1項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度分又は平成29年度分」に改め、同条第2項中「平成25年度適用土地」を「平成28年度適用土地」に、「平成25年度類似適用土地」を「平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第13条の3（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第13条の4中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条第1項」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第14条（見出しを含む。）及び第16条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第16条の4第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成

２７年度から平成２９年度まで」に改め、同条第２項中「平成２７年３月３１日」を「平成３０年３月３１日」に改める。

附則第１７条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第１７条 法附則第３０条第１項第１号及び第２号に規定する３輪以上の軽自動車に対する第９０条の規定の適用については、当該軽自動車が平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの間に初めて道路運送車両法第６０条第１項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第３項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成２８年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第９０条第２号ア	３，９００円	１，０００円
	６，９００円	１，８００円
	１０，８００円	２，７００円
	３，８００円	１，０００円
	５，０００円	１，３００円

２ 法附則第３０条第２項第１号及び第２号に規定する３輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第９０条の規定の適用については、当該軽自動車が平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成２８年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第９０条第２号ア	３，９００円	２，０００円
	６，９００円	３，５００円
	１０，８００円	５，４００円
	３，８００円	１，９００円
	５，０００円	２，５００円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第90条第2号ア	3, 900円	3, 000円
	6, 900円	5, 200円
	10, 800円	8, 100円
	3, 800円	2, 900円
	5, 000円	3, 800円

（生駒市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 生駒市税条例等の一部を改正する条例（平成26年5月生駒市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中生駒市税条例附則第17条の改正規定を次のように改める。

附則第17条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から

起算して１４年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第９０条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第９０条第２号ア	３，９００円	４，６００円
	６，９００円	８，２００円
	１０，８００円	１２，９００円
	３，８００円	４，５００円
	５，０００円	６，０００円

附則第１条第３号の規定中「第９０条の改正規定」を「第９０条第２号アの改正規定（「３，６００円」に係る部分を除く。）」に、「附則第４条」を「附則第４条第１項」に改め、同条第４号中「及び第４８条第１項」を「、第４８条第１項及び第９０条第１号の改正規定、同条第２号アの改正規定（「３，６００円」に係る部分に限る。）、同号イの改正規定並びに同条第３号」に、「附則第５条」を「附則第４条第２項、第５条」に改める。

附則第４条中「第９０条」を「第９０条第２号ア（「３，６００円」に係る部分を除く。）」に改め、同条に次の１項を加える。

- ２ 新条例第９０条第１号、第２号ア（「３，６００円」に係る部分に限る。）及びイ並びに第３号の規定は、平成２８年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成２７年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附則第６条の表中「附則第１７条」を「附則第１７条第１項」に改める。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、平成２７年４月１日から施行する。ただし、第２条中生駒市税条例等の一部を改正する条例附則第１条第３号及び第４号並びに第４条の改正規定は、公布の日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の生駒市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第11条の規定は、市民税の所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支出する同条第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。

3 新条例附則第11条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

4 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第12条の2第6項の規定は、施行日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第18項に規定する家屋及び償却資産に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第12条の2第7項の規定は、施行日以後に取得される新法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（協

定避難用部分に限る。)に対して課すべき平成２８年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

４ 新条例附則第１２条の２第８項の規定は、施行日以後に取得される新法附則第１５条第３１項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課すべき平成２８年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

５ 新条例附則第１２条の２第１２項の規定は、施行日以後に新築される新法附則第１５条の８第４項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成２８年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第４条 新条例附則第１７条の規定は、平成２８年度分の軽自動車税について適用する。